

10 便所

【基本的な考え方】

高齢者、障害者等が外出しやすい環境をつくるためには、利用しやすい便所が多く
の施設で整備されていることが重要です。障害者などの利用形態を考慮して、様々な
バリエーションによる整備が必要です。また、障害の有無にかかわらず、誰でも気軽
に利用することができるように一体的に整備するなどの配慮が望まれます。

● 構造等基準

項 目	整 備 水 準	解 説
便所 「4-1」 ● 車いす使用者 用便房の構造 ● 表示 ● 手洗い設備 ● ベビ - チェア 等設置便房 ● オストメイト 対応便房	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。 イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、次に定める構造の車いす使用者用便房が1以上設けられていること。 (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (2) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ロ 車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。 ハ 1以上の手洗い設備は、次に定める構造であること。 (1) 手洗い設備（給水栓を除く。）の上端の高さは、70cm以上80cm以下であり、下端の高さは、60cm以上であること。ただし、主として乳幼児が利用するものについては、この限りでない。 (2) 給水栓は、レバ - 式、光感知式その他操作が容易ものであること。 ニ 劇場等、集会場等、卸売市場・物販店舗、運動施設・遊技場及び博物館等で用途面積が2,000㎡以上のもの（乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る。）、母子福祉施設、旅客施設で1日当たりの平均的な利用者の人数が5,000人以上であるもの並びに保健所又は市町村保健センターであるものにあつては、次に定める構造とすること。 (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、乳幼児を座らせることができる設備のある便房が1以上設けられていること。 (2) (1)に定める構造の便房が設けられている便所の出入口又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。 ホ 学校（特別支援学校に限る。）、病院・診療所、劇場等、集会場等、展示場、物販店舗（卸売市場を除く）、ホテル等、社会福祉施設等、運動施設・遊技施設等、博物館等、公衆浴場、食堂・料理店等、理容所・美容院、クリ - ニング取次店等サ - ビス業店舗、銀行等、旅客施設、駐車施設、官公庁舎等で用途面積が2,000㎡以上、公衆便所で用途面積が50㎡以上あるものにあつては、次に定める構造とすること。 (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、人工肛こう門又は人工ぼうこうを使用している者が円滑に利用することができるよう、汚物を流し、及び洗浄することができる設備、汚物入れ、全身を映すことができる鏡並びに手荷物を置くことができる棚等のある便房が1以上設けられていること。	200cm×200cm以上のスペースを確保します。 保育園、幼稚園など主として乳幼児が利用する施設に設置されている手洗い設備は除きます。 給水栓の高さ、位置についても十分な配慮が必要です。 卸売市場・物販店舗などでは、飲食店舗を併設している場合に、整備が必要となります。 便房内にベビ - チェアなどを設置します。 便房内にオストメイト対応の設備を設置します。 オストメイト：手術を受けて人口肛門、人口膀胱保持者となった者

項 目	整 備 水 準	解 説
	(2) (1)に定める構造の便房が設けられている便所の出入口 又はその付近には、当該便所である旨が見やすい方法により表示されていること。	
便所 「4-2」 ●床置き式小便器 等	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。	床置きスト－ル又は低リップ壁掛式小便器とします。
利用円滑化経路 「14-2」 ●有効幅員 ●戸の構造	口 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。 (1) 有効幅員は、80cm以上であること。 (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	車いすが通過できる幅員です。 自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。

○ 設計標準

項 目	整 備 水 準	解 説
○車いす使用者用便房	・ 多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所が設けられている階ごとに、便所のうち1以上に、車いす使用者便房を設けます。	[BF] 利用円滑化誘導基準
○設置数	・ 車いす使用者便房は、男子用及び女子用に区分して設置します。 ・ 車いす使用者便房を設けない便所には、高齢者等が円滑に利用できるよう腰掛便座及び手すりのある便房を1以上設けます。 ・ 車いす使用者便房の階ごとの設置数は、階ごとの便房の総数に応じて、次のとおりとします。 ～50箇所 1 以上 51～200箇所 (当該階の便房数の合計) × 1/50以上 201箇所～ (当該階の便房数の合計) × 1/100 + 2 以上	[BF] 利用円滑化誘導基準 [BF] 利用円滑化誘導基準 端数は切り上げとします。
○設置場所	・ 車いす使用者の便房は、わかりやすく、利用しやすい位置に、一般の便所と一体的に設置します。	
○床置き式小便器	・ 多数の者が利用する便所を設ける階には、階ごとに、1 以上の床置き式などの小便器を設けます。	[BF] 利用円滑化誘導基準
○構造	・ 車いす使用者用便房及び車いす使用者用便房のある便所の構造は、次のとおりとします。	
○出入口の有効幅員	・ 出入口の有効幅員は、90cm以上とします。	車いすが通過しやすい幅員です。

便所

項 目	整 備 水 準	解 説
○ 出入口の把手 ○ 戸の構造 ○ 床面の仕上げ ○ 便座 ○ 手すり ○ 洗浄装置 ○ 手洗い設備 ○ スイッチ類	・ 出入口の把手は、棒状（垂直）又はレバ - 式のものとします。 ・ 非常時には、外から合い鍵等で解放できるようにします。 ・ 濡れても滑りにくい仕上げとします。 ・ 転倒時の防止のためノンスリップタイプのクッションフロア - などの適度に弾性のある仕上げ等とします。 ・ 腰掛便座は、車いすのフットレストがあたりにくい高さ、構造とします。 ・ 温水洗浄器付き便座とします。 ・ ペ - パ - ホルダ - 、フラッシュバルブは、便座に腰掛けたまま又は車いすに乗ったままでも利用できる位置に、かつ両側に設けます。 ・ 便座の両側には、水平、垂直に手すりを取り付けます。 ・ 腰掛便座の周囲に取り付ける可動式の水平手すりは、車いすからの移乗に配慮し、跳ね上げ式とします。 ・ 手すりの表面材質は、木製や樹脂製とするなど金属製以外のものとします。 ・ 洗浄装置（フラッシュバルブ）は、光感知式やタッチスイッチなど、容易に操作できるものとします。 ・ 洗面器は、壁に取り付けることなどにより、下部に車いす使用者の足部が入る空間を確保します。 ・ 洗面器の配水管は、Ｐトラップにして壁に取り付けます。 ・ 便所の給水栓は、同じ構造のものに統一すると、視覚障害者が認識しやすくなります。 ・ 給水栓は、車いす使用者の手が届きやすい位置に設置します。 ・ 給水栓は、吐水口の位置に考慮し、容易に手を洗うことができるようにします。 ・ 車いす使用者がひじで体を支えられるよう、又は補助具を置けるよう洗面器はカウンタ - タイプなどの大型のものを設置します。 ・ 温水給水栓は、シングルレバ - 式でサ - モロック付きのものとします。 ・ スイッチ・コンセント類は、車いす使用者が利用できる高さ及び位置に設置します。	便座の高さは、ふたのない状態で40cm～45cm程度とします。 水平手すりの高さは、70cm程度とします。 手すりは、便座の中心線から左右35cm程度の位置に設けます。 洗面器先端から給水栓までの距離に配慮します。 給水栓の形状に配慮します。

項 目	整 備 水 準	解 説
○ 鏡 ○ 手荷物台 ○ 汚物入れ ○ おむつ交換設備 ○ 腰掛台 ○ 照明 ○ 緊急通報設備 ○ 案内表示 ○ 点字表示	・ 車いす使用者が後方を確認できるように鏡を取り付けます。 ・ 洗面器の鏡は、大型のものを設置し、車いす使用者が利用しやすいように配慮します。 ・ 手荷物等を置くことができる台を車いす使用者の手が届く位置に設置します。 ・ 汚物入れは大型のものとし、車いす使用者の手が届く位置に設けます。 ・ おむつの交換に必要な設備等を設けます。 ・ 身支度をする事ができるベンチや折りたたみ式ベッドなどを設置します。 ・ 車いす使用者の位置によっては、照明による陰が発生する場合があるので、2方向照明とするなどの配慮を行います。 ・ 便座から手の届く位置に、緊急通報設備を設置します。また、転倒時にも操作できる位置に設置します。 ・ 建築物内の案内表示に、車いす使用者用便房の位置を表示し、わかりやすく案内できるよう配慮します。 ・ 給水栓には、冷温水の区分についての点字表示を行います。 ・ 便所の出入口付近には、点字による表示を行います。	鏡は傾斜させないようにします。 洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし上方へ100cm以上の高さを確保します。 足踏式は避けるなど、ふたの開閉方式にも配慮します。 収納式のベビ－シート等を設けます。 車いす上では、身支度やおむつ交換をすることは困難です。

望ましい配慮

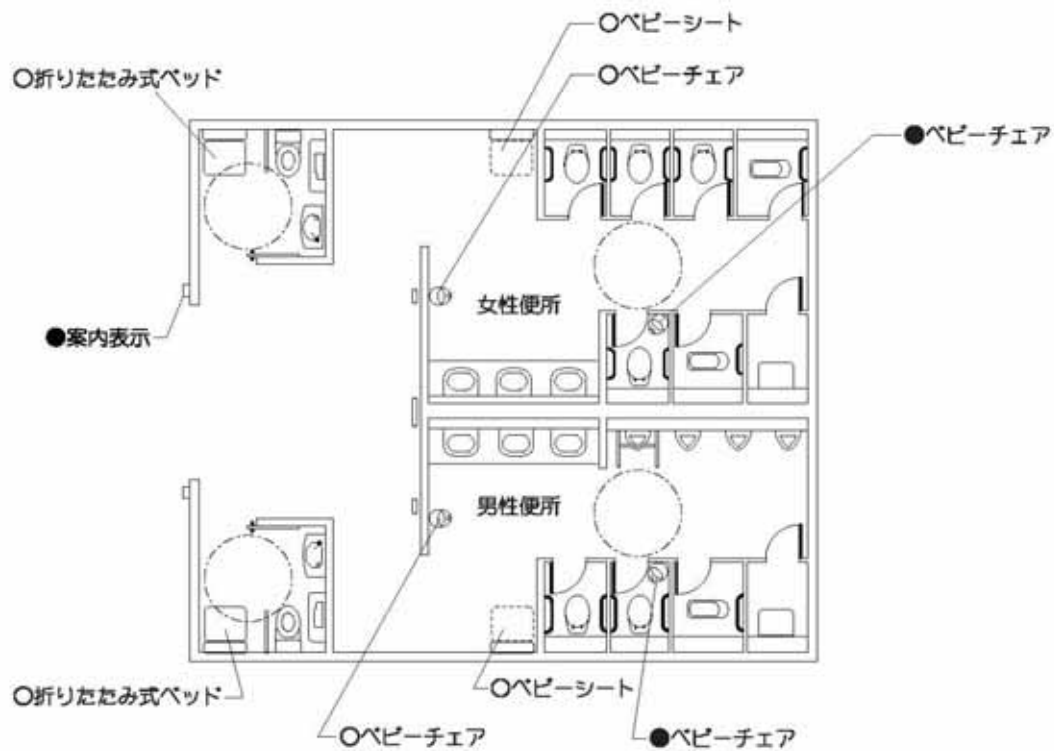
項 目	整 備 水 準	解 説
- 車いす使用者用便房の設置 - 多機能便房の面積 - 手すり - 小型手洗器	・ すべての便所に、車いす使用者用便房を1以上設けます。 ・ 車いす使用者便房は、様々な設備器具を配置する必要があるため、余裕のある面積を確保します。 ・ 床置き式小便器には、両側及び前方の胸部の位置に手すりを設けます。 ・ 便座に腰掛けた状態で、手や補助具を洗うことができる小型手洗器を設けます。	280cm×220cm程度以上を確保します。

便所

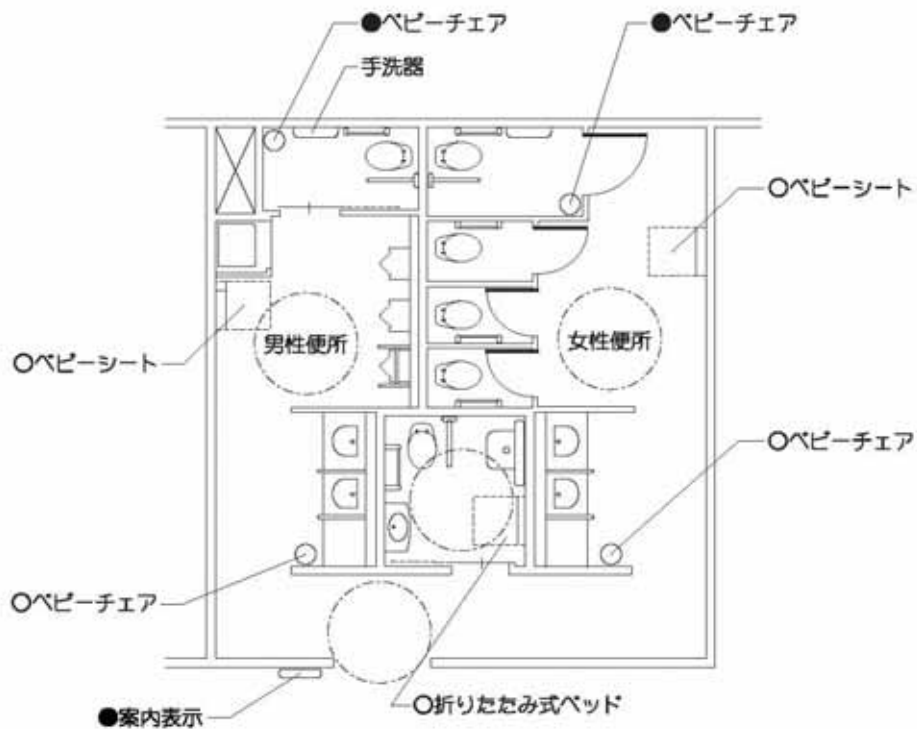
項 目	整 備 水 準	解 説
位置の認識性 点字表示 小児用便座 つえ使用者への配慮	・ 位置の認識性を高めるため、便器の足元廻り、洗面器の前面の床は、周囲との色の明度差を大きくします。 ・ 非常ボタンには、点字による表示を行います。 ・ 小児用の便座を併設します。 ・ つえを立て掛けられる器具を設けます。	

便所

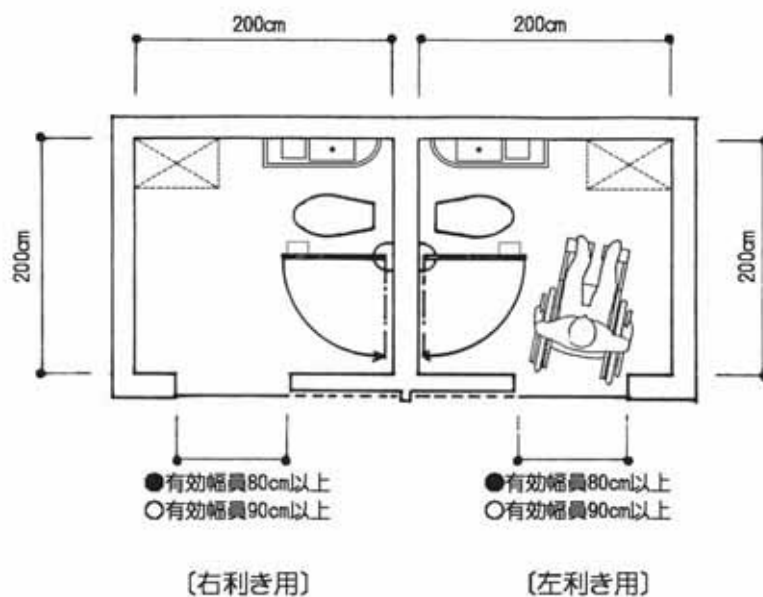
便所の配置例（男女別に車いす使用者用便房を設けた例）



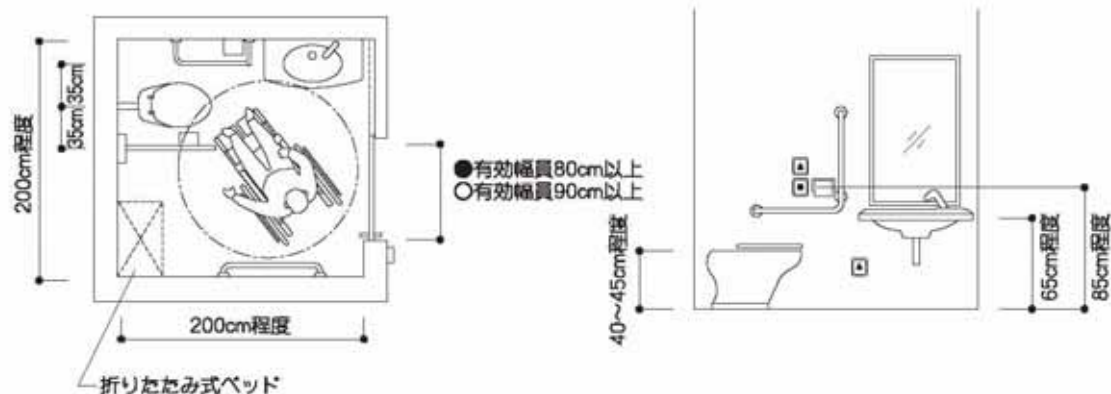
便所の配置例（男女兼用の車いす使用者用便房を設けた例）



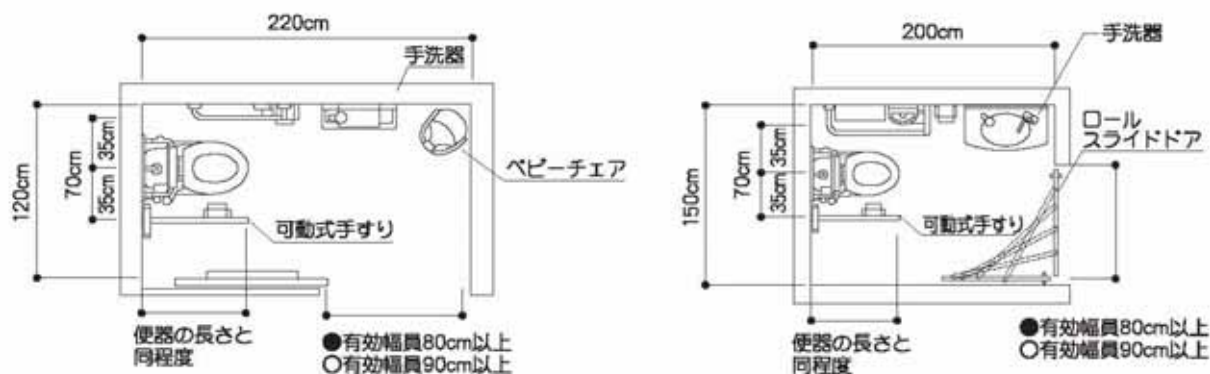
便所の配置例（右利き・左利き用の車いす使用者用便房を設けた例）



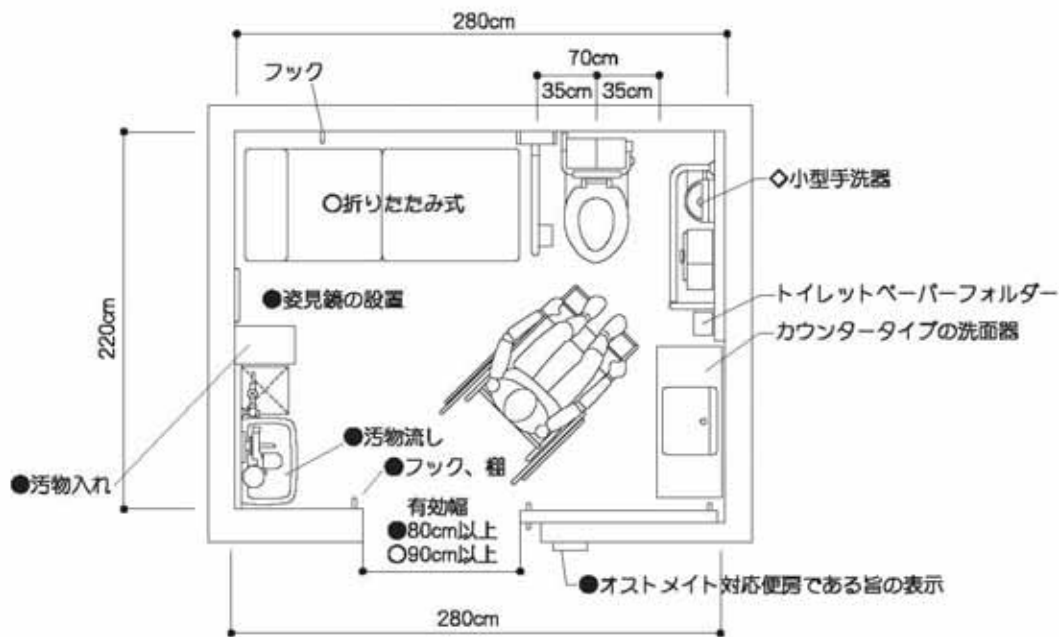
車いす使用者用便房の基本寸法



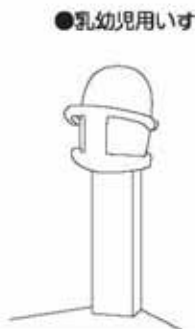
既存改修などで面積的な制約がある場合の車いす対応便房の例



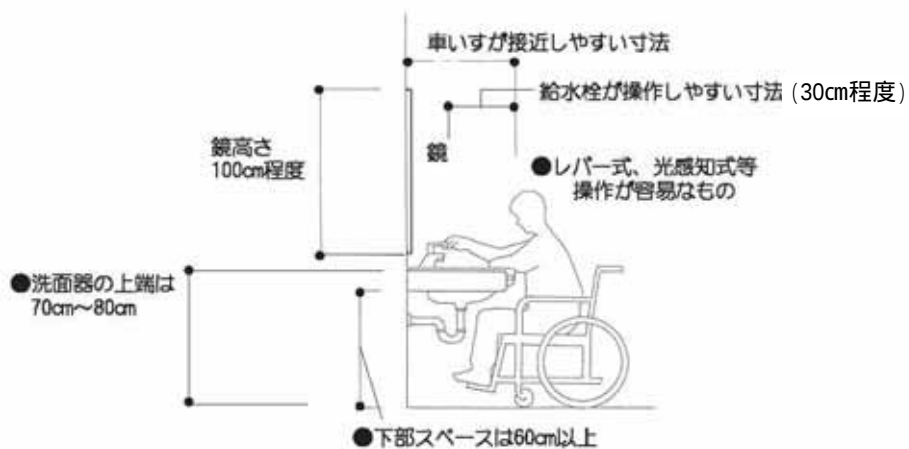
オストメイト対応設備の設置例



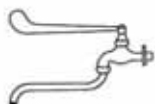
ベビーチェアの例



洗面器の配置例



操作の容易な給水栓の例



レバー式水栓

センサー式自動水栓

容易に手が洗えるよう
吐水口の位置に配慮する

フラッシュバルブの例

(光感知式)

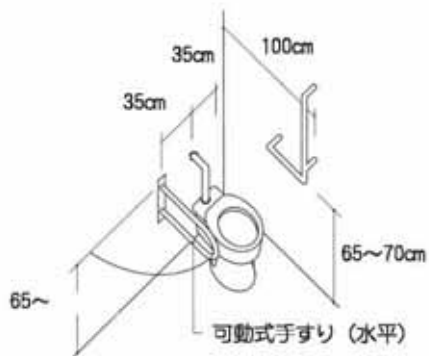


押ボタンスイッチ
光センサー

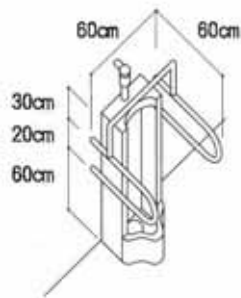
便所

手すりの設置例

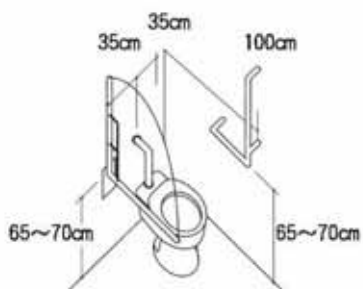
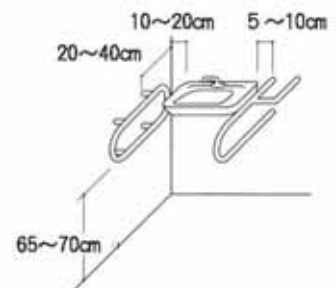
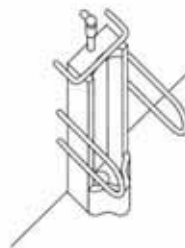
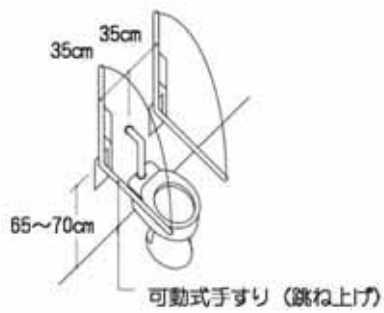
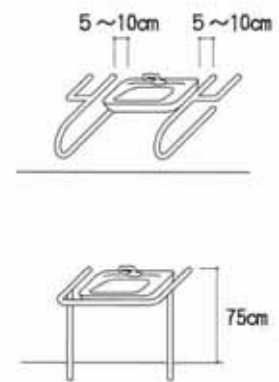
(大便器)



(小便器)



(洗面器)



案内表示の設置例

便所の表示例



車いす使用者も利用可能な便所の表示例

